

わがまち特例一覧

※令和8年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

No.	対象資産	対象税目	対象資産の具体例	取得期間等	適用期間	特例率	根拠法令
1	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	固定資産税	児童福祉法の規定による家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	平成29年4月1日～	無期限	2分の1	地方税法第349条の3第27項 南丹市税条例第61条の2第1項
2	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	固定資産税	児童福祉法による居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	平成29年4月1日～	無期限	2分の1	地方税法第349条の3第28項 南丹市税条例第61条の2第2項
3	事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	固定資産税	児童福祉法による事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が5人以下であるものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産	平成29年4月1日～	無期限	2分の1	地方税法第349条の3第29項 南丹市税条例第61条の2第3項
4	水質汚濁防止施設	固定資産税	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設における沈澱又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置等	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	無期限	2分の1	地方税法附則第15条第2項第1号 南丹市税条例附則第10条の2第1項
5	下水道除害施設	固定資産税	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が当該工場等に設置した同法に規定する除害施設における沈澱又は浮上装置、油水分離装置等	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	無期限	5分の4	地方税法附則第15条第2項第5号 南丹市税条例附則第10条の2第2項
6	太陽光発電設備	固定資産税	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日	3年間	2分の1	地方税法附則第15条第24項第1号イ 南丹市税条例附則第10条の2第3項
7	水力発電設備	固定資産税	経済産業省のFIT・FIP制度の認定を受けた水力発電設備で5,000kw以上のもの	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日	3年間	4分の3	地方税法附則第15条第24項第4号 南丹市税条例附則第10条の2第9項
			経済産業省のFIT・FIP制度の認定を受けた水力発電設備で5,000kw未満のもの			2分の1	地方税法附則第15条第24項第1号ロ 南丹市税条例附則第10条の2第4項

わがまち特例一覧

※令和8年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

No.	対象資産	対象税目	対象資産の具体例	取得期間等	適用期間	特例率	根拠法令
8	地熱発電設備	固定資産税	経済産業省のFIT・FIP制度の認定を受けた地熱発電設備で1,000kw以上のもの	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日	3年間	2分の1	地方税法附則第15条第24項第1号八 南丹市税条例附則第10条の2第5項
			経済産業省のFIT・FIP制度の認定を受けた地熱発電設備で1,000kw未満のもの			3分の2	地方税法附則第15条第24項第3号ロ 南丹市税条例附則第10条の2第8項
9	バイオマス発電設備	固定資産税	経済産業省のFIT・FIP制度の認定を受けたバイオマス発電設備で10,000kw未満のもの	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日	3年間	2分の1	地方税法附則第15条第24項第1号ニ 南丹市税条例附則第10条の2第6項
10	風力発電設備	固定資産税	地球温暖化対策の推進に関する法律または3農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定され、かつ、経済産業省のFIT・FIP制度の認定を受けた風力発電設備	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日	3年間	3分の2	地方税法附則第15条第24項第3号イ 南丹市税条例附則第10条の2第7項
11	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地	固定資産税 都市計画税	水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地	令和2年4月1日～ 令和11年3月31日	3年間	3分の2	地方税法附則第15条第35項 南丹市税条例附則第10条の2第10項
12	新築のサービス付き高齢者向け住宅である貸家の家屋	固定資産税	高齢者の居住の安定確保に関する法律の登録を受けた同法に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	平成27年4月1日～ 令和9年3月31日	5年間	3分の2 を減額	地方税法附則第15条の8第2項 南丹市税条例附則第10条の2第11項
13	大規模の修繕等が行われたマンション	固定資産税	マンション管理適正化法に基づく管理計画の認定等を受け、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンション	【長寿命化工事 完了時期】 令和5年4月1日～ 令和9年3月31日	1年間	3分の1 を減額	地方税法附則第15条の9の3第1項 南丹市税条例附則第10条の2第12項
14	バリアフリー改修工事が行われた特別特定建築物	固定資産税 都市計画税	不特定かつ多数の者が利用し、かつ、主として高齢者、障害者等が利用する施設でバリアフリー化を実施した一定のもの	【改修工事完了時期】 令和8年4月1日～ 令和11年3月31日	2年間	3分の1	地方税法附則第15条の11第1項 南丹市税条例附則第10条の2第13項